

別表第5（第7条関係）

適用除外の基準

区分		基準
条例第11条第6項第1号関係	営利を目的としない講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等又は労働組合等の宣伝のために表示し、又は設置する広告物等	(1) 表示し、又は設置する期間が1月以内 (2) 共通許可基準に適合しているもの
条例第11条第6項第3号関係	はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等	(1) 自家広告物等であること。 (2) 表示し、又は設置する広告物の数は、自家広告物等のある敷地が道路に接している部分の長さ（メートル）を5で除して得た数に5を加えた数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）以下 (3) 道路に接して、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置する場合は、相互間の距離を5メートル以上とすること。 (4) 共通許可基準に適合しているもの

備考 この表に掲げる基準のほか、個別許可基準に適合しているもの